

東京都と東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、

中日本高速道路株式会社との包括的連携基本協定書

東京都（以下「都」という。）と東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社（以下「高速道路会社」と総称する。）は、相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都と高速道路会社が連携協力し、全国的な波及効果が大きい首都において、安全・安心の都市づくり、快適な生活環境の創出、地域社会の活性化、高速道路利用者の利便性向上、高速道路の利用促進等を図ることを目的とする。

（相互の協力）

第2条 都と高速道路会社は、本協定の目的達成のため、相互に連携協力し、情報及び意見等の交換に努めるものとする。

（実施協定）

第3条 都と高速道路会社は、本協定に基づき実施する施策等について協議し、別途、実施協定によりその内容を定めるものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、都と高速道路会社が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書4通を作成し、都と高速道路会社が各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年2月10日

東京都

東京都知事

石原 慎太郎

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄

首都高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 橋本 圭一郎

中日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 金子 剛一